

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第35号

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第1号ア中「6,000円」を「10,000円」に改め、同号イ中「19,000円」を「28,000円」に改め、同号ウ中「41,000円」を「59,000円」に改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「68,000円」を「101,000円」に改め、同号オ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「107,000円」を「141,000円」に改め、同号カ中「155,000円」を「207,000円」に改め、同号キ中「231,000円」を「313,000円」に改め、同号ク中「341,000円」を「466,000円」に改め、同号ケ中「610,000円」を「836,000円」に改め、同条第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築物（中間検査又は特定工程に係る工事の終了の検査（以下「中間検査等」という。）を受けたものを除く。）に関する完了検査の申請又は完了の通知（以下「完了検

査の申請等」という。) に対する審査

建築物に関する完了検査申請等手数料 (申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき、第6号に定める額の手数料を加算した額)

ア 床面積の合計 (建築物を建築した場合 (移転した場合を除く。)) にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。以下この号及び次号において同じ。) が30平方メートル以内のもの
23,000円

イ 床面積の合計が30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの
28,000円

ウ 床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの
41,000円

エ 床面積の合計が200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの
55,000円

オ 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの
67,000円

カ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
95,000円

キ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
171,000円

ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの
244,000円

ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの
449,000円

(5) 法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく中間検査等を受けた建築物に関する完了検査の申請等に対する審査

中間検査等を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料 (申請又は通知に係る計画に法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき、次号に定める額の手数料を加算した額)

ア 床面積の合計が30平方メートル以内のもの	22,000円
イ 床面積の合計が30平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	27,000円
ウ 床面積の合計が 100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	40,000円
エ 床面積の合計が 200 平方メートルを超え 300 平方メートル以内のもの	53,000円
オ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	66,000円
カ 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	93,000円
キ 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	161,000円
ク 床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	234,000円
ケ 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	439,000円

第17条第8号ア中「16,000円」を「20,000円」に改め、同号イ中「21,000円」を「25,000円」に改め、同号ウ中「33,000円」を「36,000円」に改め、同号エ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に、「47,000円」を「48,000円」に改め、同号オ中「500平方メートル」を「300平方メートル」に改め、同条第45号の2中「、第1号」を「、第1号又は第2号」に改め、同号ア(ア) a中「12,000円」を「17,300円」に改め、同号ア(ア) b中「18,000円」を「24,600円」に改め、同号ア(ア) c中「28,000円」を「35,900円」に改め、同号ア(ア) d中「38,000円」を「47,300円」に改め、同号ア(ア) e中「66,000円」を「79,800円」に改め、同号ア(ア) f中「109,000円」を「130,200円」に改め、同号ア(ア) g中「177,000円」を「208,200円」に改め、同号ア(ア) h中「216,000円」を「253,600円」に改め、同号ア(ア) i中「230,000円」を「269,900円」に改め、同号イ(イ) a中「53,000円」を「64,800円」に改め、同号イ(イ) b中「117,000円」を「139,100円」に改め、同号イ(イ) c中「184,000円」を「216,700円」に改め、同号イ(イ) d中「358,000円」を「

418,500 円」に改め、同号イ (ア) e 中「637,000 円」を「741,900 円」に改め、同号イ (ア) f 中「1,090,000 円」を「1,268,200 円」に改め、同号イ (ア) g 中「2,012,000 円」を「2,338,100 円」に改め、同号イ (ア) h 中「2,872,000 円」を「3,336,400 円」に改め、同号イ (ア) i 中「3,517,000 円」を「4,085,000 円」に改め、同条第45号の3中「、第1号」を「、第1号又は第2号」に改め、同条第45号の5イ中「規模及び」を「規模並びに」に改め、「評価の」の次に「基準及び」を加え、同号イ (ア) a 中「次号」の次に「、第45号の6の2」を加え、「及び第45号の11」を「、第45号の11及び第45号の13」に改め、同号イ (ア) b 中「誘導仕様基準」の次に「及び仕様・計算併用法」を加え、同号イ (ア) b を同号イ (ア) c とし、同号イ (ア) a の次に次のように加える。

- b 仕様・計算併用法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準に適合するかどうかの判定の方法又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準に適合するかどうかの判定の方法をいう。以下この号、次号、第45号の6の2、第45号の10、第45号の11及び第45号の13において同じ。）によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 27,000円

第17条第45号の5イ(イ) e を同号イ(イ) f とし、同号イ(イ) d 中「次号」の次に「、第45号の6の2」を加え、同号イ(イ) d を同号イ(イ) e とし、同号イ(イ) c を同号イ(イ) d とし、同号イ(イ) b 中「誘導仕様基準」の次に「及び仕様・計算併用法」を、「判定」の次に「又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加え、同号イ(イ) b を同号イ(イ) c とし、同号イ(イ) a の次に次のように加える。

- b 住戸の部分（仕様・計算併用法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）
- | | |
|-----------------------|----------|
| (a) 住戸の数が1のもの | 27,000円 |
| (b) 住戸の数が1を超え5以内のもの | 53,900円 |
| (c) 住戸の数が5を超え10以内のもの | 75,800円 |
| (d) 住戸の数が10を超え25以内のもの | 108,300円 |
| (e) 住戸の数が25を超え50以内のもの | 157,900円 |

(f) 住戸の数が50を超え 100 以内のもの	230,700円
(g) 住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの	318,500円
(h) 住戸の数が 200 を超え 300 以内のもの	415,400円
(i) 住戸の数が 300 を超えるもの	481,900円

第17条第45号の 5 中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 工場等の用途に供する建築物（市長が告示で指定する建築物をいう。

次号、第45号の 6 の 2 及び第45号の 8 から第45号の13までにおいて同じ。）（アに該当する場合を除く。）

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	47,500円
(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	60,500円
(ウ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	79,600円
(エ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	128,900円
(オ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	168,400円
(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	202,300円
(キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	237,400円

第17条第45号の 6 イ中「規模及び」を「規模並びに」に改め、「評価の」の次に「基準及び」を加え、同号イ (ア) b 中「誘導仕様基準」の次に「及び仕様・計算併用法」を加え、同号イ (ア) b を同号イ (ア) c とし、同号イ (ア) a の次に次のように加える。

b 仕様・計算併用法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合	14,100円
-----------------------------------	---------

第17条第45号の 6 イ (イ) 中 e を f とし、d を e とし、c を d とし、同号イ (イ) b 中「誘導仕様基準」の次に「及び仕様・計算併用法」を、「判定」の次に「又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第 2 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認め

る方法」を加え、同号イ（イ）bを同号イ（イ）cとし、同号イ（イ）aの次に次のように加える。

b 住戸の部分（仕様・計算併用法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

(a) 住戸の数が1のもの	14,100円
(b) 住戸の数が1を超え5以内のもの	27,900円
(c) 住戸の数が5を超え10以内のもの	39,600円
(d) 住戸の数が10を超え25以内のもの	57,000円
(e) 住戸の数が25を超え50以内のもの	83,800円
(f) 住戸の数が50を超え100以内のもの	123,900円
(g) 住戸の数が100を超え200以内のもの	172,700円
(h) 住戸の数が200を超え300以内のもの	224,700円
(i) 住戸の数が300を超えるもの	259,100円

第17条第45号の6中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 工場等の用途に供する建築物（アに該当する場合を除く。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの	24,300円
(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	31,100円
(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	41,300円
(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	68,800円
(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	91,100円
(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	109,900円
(キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	129,600円

第17条第45号の6の次に次の1号を加える。

(45)の6の2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第46条の2の規定に基づく軽微な変更に該当しているこ

とを証する書面の交付の申請に対する審査

低炭素建築物新築等計画の軽微変更該当証明書交付申請手数料

ア 市長が告示する機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物その他これと同等のエネルギー消費性能を有するものとして市長が告示で指定する建築物 建築物の種類及び規模に応じ次に定める額

(ア) 一戸建の住宅 1,600円

(イ) その他の建築物 交付の申請に係る次に掲げる部分に応じ次に定める額の合算額

a 住戸の部分

(a) 住戸の数が1のもの 1,600円

(b) 住戸の数が1を超え5以内のもの 3,100円

(c) 住戸の数が5を超え10以内のもの 5,200円

(d) 住戸の数が10を超え25以内のもの 8,700円

(e) 住戸の数が25を超え50以内のもの 14,600円

(f) 住戸の数が50を超え100以内のもの 26,200円

(g) 住戸の数が100を超え200以内のもの 41,400円

(h) 住戸の数が200を超え300以内のもの 52,300円

(i) 住戸の数が300を超えるもの 55,800円

b 共同住宅の共用部分（エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。）

(a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 3,100円

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 5,300円

(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 8,700円

(d) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 26,200円

(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 41,400円

(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル
以内のもの 52,300円

(g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 65,400円

c 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分

(a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 3,100円

(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以
内のもの 5,300円

(c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル
以内のもの 8,700円

(d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル
以内のもの 26,200円

(e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル
以内のもの 41,400円

(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル
以内のもの 52,300円

(g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 65,400円

イ 工場等の用途に供する建築物（アに該当する場合を除く。）

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 12,100円

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内の
もの 15,500円

(ロ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内
のもの 20,600円

(ハ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内
のもの 34,400円

(ニ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内
のもの 45,500円

(ホ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内
のもの 54,900円

(ヘ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 64,800円

ウ その他の建築物 建築物の種類、規模並びにエネルギー消費性能に関

する評価の基準及び方法に応じ次に定める額

(ア) 一戸建の住宅

- a 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 5,000円
- b 仕様・計算併用法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 7,000円
- c 誘導仕様基準及び仕様・計算併用法以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 9,600円

(イ) その他の建築物 交付の申請に係る次に掲げる部分に応じ次に定める額の合算額

- a 住戸の部分（誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）
 - (a) 住戸の数が1のもの 5,000円
 - (b) 住戸の数が1を超え5以内のもの 9,500円
 - (c) 住戸の数が5を超え10以内のもの 13,800円
 - (d) 住戸の数が10を超え25以内のもの 20,100円
 - (e) 住戸の数が25を超え50以内のもの 30,600円
 - (f) 住戸の数が50を超え100以内のもの 46,900円
 - (g) 住戸の数が100を超え200以内のもの 67,600円
 - (h) 住戸の数が200を超え300以内のもの 87,100円
 - (i) 住戸の数が300を超えるもの 98,500円
- b 住戸の部分（仕様・計算併用法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）
 - (a) 住戸の数が1のもの 7,000円
 - (b) 住戸の数が1を超え5以内のもの 13,900円
 - (c) 住戸の数が5を超え10以内のもの 19,800円
 - (d) 住戸の数が10を超え25以内のもの 28,500円
 - (e) 住戸の数が25を超え50以内のもの 41,900円
 - (f) 住戸の数が50を超え100以内のもの 61,900円

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (g) 住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの | 86,300円 |
| (h) 住戸の数が 200 を超え 300 以内のもの | 112,300円 |
| (i) 住戸の数が 300 を超えるもの | 129,500円 |
- c 住戸の部分（誘導仕様基準及び仕様・計算併用法以外の基準に適合するかどうかの判定又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）
- | | |
|-----------------------------|----------|
| (a) 住戸の数が 1 のもの | 9,600円 |
| (b) 住戸の数が 1 を超え 5 以内のもの | 19,200円 |
| (c) 住戸の数が 5 を超え10以内のもの | 27,200円 |
| (d) 住戸の数が10を超え25以内のもの | 38,500円 |
| (e) 住戸の数が25を超え50以内のもの | 55,700円 |
| (f) 住戸の数が50を超え 100 以内のもの | 80,600円 |
| (g) 住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの | 110,300円 |
| (h) 住戸の数が 200 を超え 300 以内のもの | 144,200円 |
| (i) 住戸の数が 300 を超えるもの | 168,400円 |
- d 共同住宅の共用部分（エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。）
- | | |
|---|----------|
| (a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの | 30,100円 |
| (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの | 38,300円 |
| (c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの | 50,300円 |
| (d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの | 80,500円 |
| (e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 104,600円 |
| (f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの | 125,500円 |

- (g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 146,900円
- e 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）
- (a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 24,300円
- (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 31,100円
- (c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 41,300円
- (d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 68,800円
- (e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 91,100円
- (f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 109,900円
- (g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 129,600円
- f 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）
- (a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 62,600円
- (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 78,700円
- (c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 101,900円
- (d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 147,700円
- (e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 183,500円
- (f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 217,500円
- (g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 249,100円

第17条第45号の8中「第12条第1項又は第13条第2項」を「（平成27年法律

第53号) 第11条第1項又は第12条第2項」に改め、同号ア中「(市長が告示で指定する建築物をいう。次号及び第45号の13において同じ。)」を「(イに該当する場合を除く。)」に改め、同号ア中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号ア(ア)中「以上」を「を超え」に改め、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 床面積の合計(建築物を建築する場合(移転する場合を除く。))にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定する。以下この号、次号及び第45号の12において同じ。)が300平方メートル以内のもの
47,500円

第17条第45号の8イ及びウを次のように改める。

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物(同法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号から第45号の12までにおいて同じ。)又は建築物エネルギー消費性能確保計画の提出若しくは通知に係る部分が設計一次エネルギー消費量の算定の基礎とならない建築物 建築物の種類及び規模に応じ次に定める額

(ア) 一戸建の住宅 5,200円

(イ) その他の建築物 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に係る次に掲げる部分に応じ次に定める額の合算額

a 住戸の部分

(a) 住戸の数が1のもの 5,200円

(b) 住戸の数が1を超え5以内のもの 10,300円

(c) 住戸の数が5を超え10以内のもの 17,500円

(d) 住戸の数が10を超え25以内のもの 29,100円

(e) 住戸の数が25を超え50以内のもの 48,800円

(f) 住戸の数が50を超え100以内のもの 87,300円

(g) 住戸の数が100を超え200以内のもの 138,100円

(h) 住戸の数が200を超え300以内のもの 174,400円

(i) 住戸の数が300を超えるもの 186,100円

b 共同住宅の共用部分(エネルギー消費性能に関する評価を行う場

合に限る。)

- (a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 10,300円
- (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 17,900円
- (c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 29,100円
- (d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 87,300円
- (e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 138,100円
- (f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 174,400円
- (g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 218,000円

c 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分

- (a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 10,300円
- (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 17,900円
- (c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 29,100円
- (d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 87,300円
- (e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 138,100円
- (f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 174,400円
- (g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 218,000円

ウ その他の建築物 建築物の種類、規模並びにエネルギー消費性能に関する評価の基準及び方法に応じ次に定める額

(ア) 一戸建の住宅

- a 仕様基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条

- 第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準をいう。以下この号、次号及び第45号の12において同じ。)に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 19,100円
- b 仕様・計算併用法(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準に適合するかどうかの判定の方法又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準に適合するかどうかの判定の方法をいう。以下この号、次号及び第45号の12において同じ。)によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 27,000円
- c 仕様基準及び仕様・計算併用法以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 37,100円
- (イ) その他の建築物 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に係る次に掲げる部分に応じ次に定める額の合算額
- a 住戸の部分(仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合)
- | | |
|-------------------------|----------|
| (a) 住戸の数が1のもの | 19,100円 |
| (b) 住戸の数が1を超え5以内のもの | 35,900円 |
| (c) 住戸の数が5を超え10以内のもの | 51,900円 |
| (d) 住戸の数が10を超え25以内のもの | 74,600円 |
| (e) 住戸の数が25を超え50以内のもの | 112,600円 |
| (f) 住戸の数が50を超え100以内のもの | 170,300円 |
| (g) 住戸の数が100を超え200以内のもの | 242,600円 |
| (h) 住戸の数が200を超え300以内のもの | 313,400円 |
| (i) 住戸の数が300を超えるもの | 356,500円 |
- b 住戸の部分(仕様・計算併用法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合)
- | | |
|-----------------------|----------|
| (a) 住戸の数が1のもの | 27,000円 |
| (b) 住戸の数が1を超え5以内のもの | 53,900円 |
| (c) 住戸の数が5を超え10以内のもの | 75,800円 |
| (d) 住戸の数が10を超え25以内のもの | 108,300円 |

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (e) 住戸の数が25を超え50以内のもの | 157,900円 |
| (f) 住戸の数が50を超え 100 以内のもの | 230,700円 |
| (g) 住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの | 318,500円 |
| (h) 住戸の数が 200 を超え 300 以内のもの | 415,400円 |
| (i) 住戸の数が 300 を超えるもの | 481,900円 |
- c 住戸の部分（仕様基準及び仕様・計算併用法以外の基準に適合するかどうかの判定又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）
- | | |
|-----------------------------|----------|
| (a) 住戸の数が 1 のもの | 37,100円 |
| (b) 住戸の数が 1 を超え 5 以内のもの | 74,900円 |
| (c) 住戸の数が 5 を超え10以内のもの | 105,400円 |
| (d) 住戸の数が10を超え25以内のもの | 148,300円 |
| (e) 住戸の数が25を超え50以内のもの | 213,000円 |
| (f) 住戸の数が50を超え 100 以内のもの | 305,200円 |
| (g) 住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの | 413,500円 |
| (h) 住戸の数が 200 を超え 300 以内のもの | 542,100円 |
| (i) 住戸の数が 300 を超えるもの | 636,500円 |
- d 共同住宅の共用部分（エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。）
- | | |
|---|----------|
| (a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの | 118,500円 |
| (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの | 149,700円 |
| (c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの | 195,500円 |
| (d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの | 304,500円 |
| (e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの | 390,900円 |

- (f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル
以内のもの 467,200円
- (g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 544,200円
- e 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）
- (a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 95,000円
- (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 121,000円
- (c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 159,300円
- (d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 257,900円
- (e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 336,800円
- (f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 404,700円
- (g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 474,800円
- f 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）
- (a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 248,400円
- (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 311,200円
- (c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 401,800円
- (d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 573,400円
- (e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 706,300円
- (f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 834,900円

(g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 952,400円

第17条第45号の9中「第12条第2項又は第13条第3項」を「第11条第2項又は第12条第3項」に改め、同号ア中「建築物」の次に「(イに該当する場合を除く。)」を加え、同号ア中(カ)を(キ)とし、(イ)から(オ)までを(ウ)から(カ)までとし、同号ア(ア)中「以上」を「を超え」に改め、同号ア(ア)を同号ア(イ)とし、同号アに(ア)として次のように加える。

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 24,300円

第17条第45号の9イ及びウを次のように改める。

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又は建築物エネルギー消費性能確保計画の提出若しくは通知に係る部分が設計一次エネルギー消費量の算定の基礎とならない建築物 建築物の種類及び規模に応じ次に定める額

(ア) 一戸建の住宅 3,200円

(イ) その他の建築物 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に係る次に掲げる部分に応じ次に定める額の合算額

a 住戸の部分

(a) 住戸の数が1のもの 3,200円

(b) 住戸の数が1を超え5以内のもの 6,200円

(c) 住戸の数が5を超え10以内のもの 10,500円

(d) 住戸の数が10を超え25以内のもの 17,500円

(e) 住戸の数が25を超え50以内のもの 29,300円

(f) 住戸の数が50を超え100以内のもの 52,400円

(g) 住戸の数が100を超え200以内のもの 82,900円

(h) 住戸の数が200を超え300以内のもの 104,700円

(i) 住戸の数が300を超えるもの 111,700円

b 共同住宅の共用部分（エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。）

(a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 6,200円

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以

内のもの	10,700円
(c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	17,500円
(d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	52,400円
(e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,900円
(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,700円
(g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	130,800円
c 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分	
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	6,200円
(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	10,700円
(c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	17,500円
(d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	52,400円
(e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	82,900円
(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	104,700円
(g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	130,800円
ウ その他の建築物 建築物の種類、規模並びにエネルギー消費性能に関する評価の基準及び方法に応じ次に定める額	
(7) 一戸建の住宅	
a 仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合	10,100円
b 仕様・計算併用法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合	14,100円

- c 仕様基準及び仕様・計算併用法以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 19,200円
- (イ) その他の建築物 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は通知に係る次に掲げる部分に応じ次に定める額の合算額
- a 住戸の部分（仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）
- | | |
|-------------------------|----------|
| (a) 住戸の数が1のもの | 10,100円 |
| (b) 住戸の数が1を超え5以内のもの | 19,000円 |
| (c) 住戸の数が5を超え10以内のもの | 27,700円 |
| (d) 住戸の数が10を超え25以内のもの | 40,200円 |
| (e) 住戸の数が25を超え50以内のもの | 61,300円 |
| (f) 住戸の数が50を超え100以内のもの | 93,900円 |
| (g) 住戸の数が100を超え200以内のもの | 135,200円 |
| (h) 住戸の数が200を超え300以内のもの | 174,200円 |
| (i) 住戸の数が300を超えるもの | 197,000円 |
- b 住戸の部分（仕様・計算併用法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）
- | | |
|-------------------------|----------|
| (a) 住戸の数が1のもの | 14,100円 |
| (b) 住戸の数が1を超え5以内のもの | 27,900円 |
| (c) 住戸の数が5を超え10以内のもの | 39,600円 |
| (d) 住戸の数が10を超え25以内のもの | 57,000円 |
| (e) 住戸の数が25を超え50以内のもの | 83,800円 |
| (f) 住戸の数が50を超え100以内のもの | 123,900円 |
| (g) 住戸の数が100を超え200以内のもの | 172,700円 |
| (h) 住戸の数が200を超え300以内のもの | 224,700円 |
| (i) 住戸の数が300を超えるもの | 259,100円 |
- c 住戸の部分（仕様基準及び仕様・計算併用法以外の基準に適合するかどうかの判定又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によりエネルギー

消費性能に関する評価を行う場合)

(a) 住戸の数が 1 のもの	19, 200円
(b) 住戸の数が 1 を超え 5 以内のもの	38, 500円
(c) 住戸の数が 5 を超え10以内のもの	54, 500円
(d) 住戸の数が10を超え25以内のもの	77, 100円
(e) 住戸の数が25を超え50以内のもの	111, 400円
(f) 住戸の数が50を超え 100 以内のもの	161, 300円
(g) 住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの	220, 600円
(h) 住戸の数が 200 を超え 300 以内のもの	288, 500円
(i) 住戸の数が 300 を超えるもの	336, 900円

d 共同住宅の共用部分（エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。）

(a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	60, 300円
(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1, 000 平方メートル以内のもの	76, 600円
(c) 床面積の合計が 1, 000 平方メートルを超え 2, 000 平方メートル以内のもの	100, 700円
(d) 床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超え 5, 000 平方メートル以内のもの	161, 000円
(e) 床面積の合計が 5, 000 平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のもの	209, 300円
(f) 床面積の合計が10, 000平方メートルを超え25, 000平方メートル以内のもの	251, 100円
(g) 床面積の合計が25, 000平方メートルを超えるもの	293, 900円

e 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

(a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	48, 600円
(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1, 000 平方メートル以内のもの	62, 300円
(c) 床面積の合計が 1, 000 平方メートルを超え 2, 000 平方メートル	

以内のもの	82,600円
(d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	137,700円
(e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	182,300円
(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	219,900円
(g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	259,300円
f 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）	
(a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	125,200円
(b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	157,400円
(c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	203,800円
(d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	295,500円
(e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	367,100円
(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	435,000円
(g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	498,200円

第17条第45号の10中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同号ア中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号イ中「規模及び」を「規模並びに」に改め、「評価の」の次に「基準及び」を加え、同号イ(ア) b 中「誘導仕様基準」の次に「及び仕様・計算併用法」を加え、同号イ(ア) b を同号イ(ア) c とし、同号イ(ア) a の次に次のように加える。

b 仕様・計算併用法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合	27,000円
-----------------------------------	---------

第17条第45号の10イ (イ) 中 e を f とし、 d を e とし、 c を d とし、同号イ (イ) b 中「誘導仕様基準」の次に「及び仕様・計算併用法」を、「判定」の次に「又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第 2 号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加え、同号イ (イ) b を同号イ (イ) c とし、同号イ (イ) a の次に次のように加える。

b 住戸の部分（仕様・計算併用法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

(a) 住戸の数が 1 のもの	27,000円
(b) 住戸の数が 1 を超え 5 以内のもの	53,900円
(c) 住戸の数が 5 を超え10以内のもの	75,800円
(d) 住戸の数が10を超え25以内のもの	108,300円
(e) 住戸の数が25を超え50以内のもの	157,900円
(f) 住戸の数が50を超え 100 以内のもの	230,700円
(g) 住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの	318,500円
(h) 住戸の数が 200 を超え 300 以内のもの	415,400円
(i) 住戸の数が 300 を超えるもの	481,900円

第17条第45号の10中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 工場等の用途に供する建築物（アに該当する場合を除く。）

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	47,500円
(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	60,500円
(ウ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	79,600円
(エ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	128,900円
(オ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	168,400円
(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	202,300円

(※) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 237,400円

第17条第45号の11中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同号ア中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号イ中「規模及び」を「規模並びに」に改め、「評価の」の次に「基準及び」を加え、同号イ(ア) b 中「誘導仕様基準」の次に「及び仕様・計算併用法」を加え、同号イ(ア) b を同号イ(ア) c とし、同号イ(ア) a の次に次のように加える。

b 仕様・計算併用法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 14,100円

第17条第45号の11イ(イ) 中 e を f とし、d を e とし、c を d とし、同号イ(イ) b 中「誘導仕様基準」の次に「及び仕様・計算併用法」を、「判定」の次に「又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法」を加え、同号イ(イ) b を同号イ(イ) c とし、同号イ(イ) a の次に次のように加える。

b 住戸の部分（仕様・計算併用法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

(a) 住戸の数が1のもの	14,100円
(b) 住戸の数が1を超え5以内のもの	27,900円
(c) 住戸の数が5を超え10以内のもの	39,600円
(d) 住戸の数が10を超え25以内のもの	57,000円
(e) 住戸の数が25を超え50以内のもの	83,800円
(f) 住戸の数が50を超え100以内のもの	123,900円
(g) 住戸の数が100を超え200以内のもの	172,700円
(h) 住戸の数が200を超え300以内のもの	224,700円
(i) 住戸の数が300を超えるもの	259,100円

第17条第45号の11中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 工場等の用途に供する建築物（アに該当する場合を除く。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 24,300円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの

もの	31,100円
(ウ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	41,300円
(エ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	68,800円
(オ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	91,100円
(カ) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	109,900円
(キ) 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	129,600円

第17条第45号の12及び第45号の13を次のように改める。

(45)の12 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書交付申請手数料

ア 工場等の用途に供する建築物（イに該当する場合を除く。）

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	12,100円
(イ) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	15,500円
(ウ) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	20,600円
(エ) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	34,400円
(オ) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	45,500円
(カ) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	54,900円
(キ) 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	64,800円

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項の認

定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物
又は建築物エネルギー消費性能確保計画の提出若しくは通知に係る部分
が設計一次エネルギー消費量の算定の基礎とならない建築物 建築物の
種類及び規模に応じ次に定める額

(ア) 一戸建の住宅 1,600円

(イ) その他の建築物 交付の申請に係る次に掲げる部分に応じ次に定め
る額の合算額

a 住戸の部分

(a) 住戸の数が1のもの 1,600円

(b) 住戸の数が1を超え5以内のもの 3,100円

(c) 住戸の数が5を超え10以内のもの 5,200円

(d) 住戸の数が10を超え25以内のもの 8,700円

(e) 住戸の数が25を超え50以内のもの 14,600円

(f) 住戸の数が50を超え100以内のもの 26,200円

(g) 住戸の数が100を超え200以内のもの 41,400円

(h) 住戸の数が200を超え300以内のもの 52,300円

(i) 住戸の数が300を超えるもの 55,800円

b 共同住宅の共用部分（エネルギー消費性能に関する評価を行う場
合に限る。）

(a) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 3,100円

(b) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以
内のもの 5,300円

(c) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル
以内のもの 8,700円

(d) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル
以内のもの 26,200円

(e) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル
以内のもの 41,400円

(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル
以内のもの 52,300円

- (g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 65,400円
- c 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分
- (a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 3,100円
- (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 5,300円
- (c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 8,700円
- (d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 26,200円
- (e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 41,400円
- (f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 52,300円
- (g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 65,400円
- ウ その他の建築物 建築物の種類、規模並びにエネルギー消費性能に関する評価の基準及び方法に応じ次に定める額
- (7) 一戸建の住宅
- a 仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 5,000円
- b 仕様・計算併用法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 7,000円
- c 仕様基準及び仕様・計算併用法以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 9,600円
- (イ) その他の建築物 交付の申請に係る次に掲げる部分に応じ次に定める額の合算額
- a 住戸の部分（仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）
- (a) 住戸の数が 1 のもの 5,000円
- (b) 住戸の数が 1 を超え 5 以内のもの 9,500円
- (c) 住戸の数が 5 を超え10以内のもの 13,800円

(d) 住戸の数が10を超え25以内のもの	20,100円
(e) 住戸の数が25を超え50以内のもの	30,600円
(f) 住戸の数が50を超え 100 以内のもの	46,900円
(g) 住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの	67,600円
(h) 住戸の数が 200 を超え 300 以内のもの	87,100円
(i) 住戸の数が 300 を超えるもの	98,500円
b 住戸の部分（仕様・計算併用法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）	
(a) 住戸の数が 1 のもの	7,000円
(b) 住戸の数が 1 を超え 5 以内のもの	13,900円
(c) 住戸の数が 5 を超え10以内のもの	19,800円
(d) 住戸の数が10を超え25以内のもの	28,500円
(e) 住戸の数が25を超え50以内のもの	41,900円
(f) 住戸の数が50を超え 100 以内のもの	61,900円
(g) 住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの	86,300円
(h) 住戸の数が 200 を超え 300 以内のもの	112,300円
(i) 住戸の数が 300 を超えるもの	129,500円
c 住戸の部分（仕様基準及び仕様・計算併用法以外の基準に適合するかどうかの判定又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）	
(a) 住戸の数が 1 のもの	9,600円
(b) 住戸の数が 1 を超え 5 以内のもの	19,200円
(c) 住戸の数が 5 を超え10以内のもの	27,200円
(d) 住戸の数が10を超え25以内のもの	38,500円
(e) 住戸の数が25を超え50以内のもの	55,700円
(f) 住戸の数が50を超え 100 以内のもの	80,600円
(g) 住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの	110,300円
(h) 住戸の数が 200 を超え 300 以内のもの	144,200円

- (i) 住戸の数が 300 を超えるもの 168,400円
- d 共同住宅の共用部分（エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。）
 - (a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 30,100円
 - (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 38,300円
 - (c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 50,300円
 - (d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 80,500円
 - (e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 104,600円
 - (f) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの 125,500円
 - (g) 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 146,900円
- e 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）
 - (a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 24,300円
 - (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 31,100円
 - (c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 41,300円
 - (d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 68,800円
 - (e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 91,100円
 - (f) 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの 109,900円
 - (g) 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 129,600円
- f 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法以

外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合)

- (a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 62,600円
- (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 78,700円
- (c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 101,900円
- (d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 147,700円
- (e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 183,500円
- (f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 217,500円
- (g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 249,100円

(45) の13 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査

建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明書交付申請手数料 次に定める額（建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更に係る建築物の数が 2 以上である場合にあっては、当該建築物ごとに算定した額の合算額）

ア 市長が告示する機関により、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第 1 項各号に掲げる基準に適合していると認められた建築物その他これと同等のエネルギー消費性能を有するものとして市長が告示で指定する建築物 建築物の種類及び規模に応じ次に定める額

- (ア) 一戸建の住宅 1,600円

(イ) その他の建築物 交付の申請に係る次に掲げる部分に応じ次に定める額の合算額

a 住戸の部分

- (a) 住戸の数が 1 のもの 1,600円
- (b) 住戸の数が 1 を超え 5 以内のもの 3,100円

- (c) 住戸の数が 5 を超え10以内のもの 5,200円
- (d) 住戸の数が10を超え25以内のもの 8,700円
- (e) 住戸の数が25を超え50以内のもの 14,600円
- (f) 住戸の数が50を超え 100 以内のもの 26,200円
- (g) 住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの 41,400円
- (h) 住戸の数が 200 を超え 300 以内のもの 52,300円
- (i) 住戸の数が 300 を超えるもの 55,800円
- b 共同住宅の共用部分（エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。）
 - (a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 3,100円
 - (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 5,300円
 - (c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 8,700円
 - (d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 26,200円
 - (e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 41,400円
 - (f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 52,300円
 - (g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 65,400円
- c 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分
 - (a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 3,100円
 - (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 5,300円
 - (c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 8,700円
 - (d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 26,200円
 - (e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル

以内のもの 41,400円

(f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル

以内のもの 52,300円

(g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 65,400円

イ 工場等の用途に供する建築物（アに該当する場合を除く。）

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 12,100円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 15,500円

(ロ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 20,600円

(ハ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 34,400円

(ニ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 45,500円

(ホ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 54,900円

(ヘ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 64,800円

ウ その他の建築物 建築物の種類、規模並びにエネルギー消費性能に関する評価の基準及び方法に応じ次に定める額

(ア) 一戸建の住宅

a 誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 5,000円

b 仕様・計算併用法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 7,000円

c 誘導仕様基準及び仕様・計算併用法以外の基準に適合するかどうかの判定によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合 9,600円

(イ) その他の建築物 交付の申請に係る次に掲げる部分に応じ次に定める額の合算額

a 住戸の部分（誘導仕様基準に適合するかどうかの判定によりエネ

ルギー消費性能に関する評価を行う場合)

(a) 住戸の数が 1 のもの	5,000円
(b) 住戸の数が 1 を超え 5 以内のもの	9,500円
(c) 住戸の数が 5 を超え10以内のもの	13,800円
(d) 住戸の数が10を超え25以内のもの	20,100円
(e) 住戸の数が25を超え50以内のもの	30,600円
(f) 住戸の数が50を超え 100 以内のもの	46,900円
(g) 住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの	67,600円
(h) 住戸の数が 200 を超え 300 以内のもの	87,100円
(i) 住戸の数が 300 を超えるもの	98,500円

b 住戸の部分（仕様・計算併用法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

(a) 住戸の数が 1 のもの	7,000円
(b) 住戸の数が 1 を超え 5 以内のもの	13,900円
(c) 住戸の数が 5 を超え10以内のもの	19,800円
(d) 住戸の数が10を超え25以内のもの	28,500円
(e) 住戸の数が25を超え50以内のもの	41,900円
(f) 住戸の数が50を超え 100 以内のもの	61,900円
(g) 住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの	86,300円
(h) 住戸の数が 200 を超え 300 以内のもの	112,300円
(i) 住戸の数が 300 を超えるもの	129,500円

c 住戸の部分（誘導仕様基準及び仕様・計算併用法以外の基準に適合するかどうかの判定又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）

(a) 住戸の数が 1 のもの	9,600円
(b) 住戸の数が 1 を超え 5 以内のもの	19,200円
(c) 住戸の数が 5 を超え10以内のもの	27,200円
(d) 住戸の数が10を超え25以内のもの	38,500円

- (e) 住戸の数が25を超え50以内のもの 55,700円
 - (f) 住戸の数が50を超え 100 以内のもの 80,600円
 - (g) 住戸の数が 100 を超え 200 以内のもの 110,300円
 - (h) 住戸の数が 200 を超え 300 以内のもの 144,200円
 - (i) 住戸の数が 300 を超えるもの 168,400円
- d 共同住宅の共用部分（エネルギー消費性能に関する評価を行う場合に限る。）
- (a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 30,100円
 - (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 38,300円
 - (c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 50,300円
 - (d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 80,500円
 - (e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 104,600円
 - (f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 125,500円
 - (g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 146,900円
- e 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）
- (a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 24,300円
 - (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 31,100円
 - (c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 41,300円
 - (d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 68,800円
 - (e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 91,100円

- (f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 109,900円
- (g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 129,600円
- f 住戸の部分及び共同住宅の共用部分以外の部分（モデル建物法以外の方法によりエネルギー消費性能に関する評価を行う場合）
 - (a) 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 62,600円
 - (b) 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 78,700円
 - (c) 床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 101,900円
 - (d) 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 147,700円
 - (e) 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 183,500円
 - (f) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 217,500円
 - (g) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 249,100円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。